

令和3年度福島県安全で安心な県づくり推進会議 議事録

- 日 時：令和3年11月22日（月）午後1時15分から午後3時15分まで
- 場 所：北庁舎2階 プレスルーム
- 出席者：別紙委員名簿（出席者一覧）のとおり
- 概 要：以下のとおり

1 開会

○吉田部主幹

只今から、福島県安全で安心な県づくり推進会議を開催いたします。私は、危機管理部主幹の吉田と申します。どうぞよろしく願いいたします。なお、本日の会議につきましては、一部委員の方はリモートでご参加いただいておりますので、よろしく願いいたします。始めに、危機管理部長よりご挨拶を申し上げます。

○大島部長

皆さん、こんにちは。危機管理部長の大島です。本日は、お忙しい中、推進会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から安全で安心な県づくりにご理解、ご協力をいただき、厚く感謝を申し上げます。始めに、安全・安心に関わる本県の状況について申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、全国的に新規感染者が確認されない都道府県が多く見られるなど、落ち着いた状況が続いております。本県においても、11月に入ってから新規感染者数は、ゼロか1人の日が続いており、感染の再拡大が抑えられている状況にあります。これから冬に向かう中で、感染の再拡大、リバウンドが起きないように、行政と県民の皆さんが一体となり、継続して、基本的な感染防止対策に取り組んでいくことが重要となっております。

次に自然災害に目を向けますと、幸いにも本県では、今年は台風による大きな被害はございませんでした。これから冬を迎えますが、最近では豪雪や道路の長時間に及ぶ停滞など雪による災害も多くなっていることから、引き続き関係機関と連携して気象災害に備えてまいります。

さて、安全で安心な県づくりにつきましては、9月7日の推進会議において、基本計画の指標の達成状況や施策の取組状況の他、基本計画の見直しの方向性についてご説明させていただき、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

本日の会議では、いただいた意見や庁内確認等を踏まえ整理した、基本計画の中間整理案をお示しし、ご意見をいただきたいと考えております。委員の皆様には、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉田部主幹

それでは、早速、本日の議事に入りますが、議事に入ります前にお手元にご用意させていただいております資料のご確認をお願いいたします。

次第、委員名簿、座席図に続きまして、資料は5つになります。資料1-1、9月7日の推進会議でいただいた主な論点及び反映箇所について、資料1-2、基本計画の中間整理案、資料2、計画改定スケジュールについて、最後に資料番号はありませんが、基本計画中間整理案に係る主な修正箇所一覧についてでございます。資料は全てお揃いでしょうか。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。進行につきましては、奥原会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○奥原会長

はい。それでは、今、大島部長からお話ございましたように前回9月7日にリモートではございましたけれども、皆さんから色々ご意見いただきまして、それに基づいて事務局の方で中間整理案ということで、まとめていただいたということで、今日はその内容につきまして皆様からご意見を伺うという会議にさせていただいております。それでは、資料は先にお届けになったということですが、改めて事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○千葉課長

危機管理課長の千葉でございます。これから資料1-1と資料1-2を併せて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、始めに資料1-1をご覧ください。こちらの資料につきましては、標題のとおり、前回の推進会議でいただいた主な論点を基にして、計画の構成等に修正等加えた部分がございます。そちらを中心にご説明するとともに、どこが変わったのかを資料1-2で説明させていただきますので資料1-1と資料1-2をご確認いただければと思います。

まず、資料1-1でございます。1の「社会的弱者、誰一人取り残さない方策」という大きなタイトルをつけております。こちらにつきましては、前回、松本委員、熊田芳江委員から虐待について色々ご意見をいただいたところでございます。また、関連して交通安全をキーワードに高齢者の認知症の問題が関連しまして田崎委員、宇月委員、松本委員からもご意見いただいたところです。そちらを踏まえまして社会的弱者、誰一人取り残さない方策の仕組み作りという観点からでございます。資料1-2、中間整理案の69ページをご覧ください。第3章の推進体制のうち、県組織としての連携体制の推進施策の中の関係部局等との連携の部分でございます。既存の組織と位置付けを利用して、書き込みをしたところでございます。内容としましては、社会的弱者だけではなく、それぞれの所管をまたぐ横断的な取組を必要とする方につきましては、県庁内の各課で構成します庁内連絡会議という組織がございますが、こちらで課題等を検討していこうとするものでございます。また、それらの課題については、なかなか埋もれてしまう、届かないという部分もございますので、こちらで既存の位置付けでございますが、県の出先機関に地方振興局に「安全安心県づくり担当」というものを配置しております。こちらを相談先として、そちらから吸い上げて、内容によって先ほど申し上げた庁内連絡会議で政策等も含めて検討していこうと追記したものでございます。こちらが1の社会的弱者関連で今回見直した点でございます。

続きまして、資料1-1の2でございます。「ワンストップでの情報提供」というご意見をいただきました。こちらにつきましては、前回、藁谷委員から防災士の登録データの取扱いの関係でデータが情報共有されていない、それらから発展して奥原会長からもご指摘あった内容でございます。資料1-2の中間整理案の先ほどお開きいただいたページの前の68ページをご確認いただければと思います。こちらにつきましては、推進体制の中で1の「市町村、県民等の連携・協働」という中で(4)として「重点的な施策の推進」ということで追加した項目でございます。こちらの推進施策をご確認いただければと思います。情報発信プラットフォームという観点でございます。内容としましては、9分野に関連するポータルサイトを構築しまして、そちらから情報発信を行うとともに、それらの取組事例等、それらの施策そのものご紹介もあります。そういう点も踏まえて県民参画を進めようというものでございます。また、松本委員からメリハリをつけた取組のご意見があったところでございます。この取組を令和7年度までの4年間、重点的に取り組んでいこうということで位置付けたところでございます。ただ、このプラットフォームについても、ただ作れば良いというものではなくて、中身、あるいは情報の質という意味で十分に精査しながら、あるいは見やすさ等も含めて検討していく必要があると思います。各委員の活動団体あるいは関連団体の情報、あるいは知見もいただきながら充実させていければという思いで位置付けさせていただいたところでございます。

続きまして、資料1-1の3でございます。「身近なところでアクセス」が可能なようにということで、こちらについては、田崎委員から身近なところの相談体制についてお話いただいているところでございます。1番目のところでご説明申し上げました「安全安心県づくり担当」を通じて対応する旨位置付けたところでございます。各振興局ですので7方部にはなりますが、そちらからアクセスできるような形にしたいと。また、先ほどご紹介しましたポータルサイト内にも所管のところだとか、団体等も含めて連絡先、問い合わせ先等を記載することによって、できるだけアクセスできるような形を考えていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料1-1の4でございます。「公助の位置付け」という観点でございます。こちらにつきましては、佐々木委員から自助・共助とともに公助の位置付けを明確にすることによって、安全安心な県づくりの意味も含めて明確にすべきだというご意見をいただいたところでございます。こちらにつきましては、資料1-2の中間整理案を見ていただきたいのですが、4ページをご覧いただければと思います。こちらの第1章の基本的事項でございます。こちらの中に「2計画の性格」という部分で、(1)、(2)と位置付けているところでございますが、(3)として「公助の推進」という項目を置かせていただきました。内容としては、一部書き込みと、上の自助・共助による自主的活動のところから移したという部分もありますが、公助ではこの計画ではこういう風に捉えて進めるんだというのを明記させていただいたところでございます。

続きまして、資料1-1の5のSDGsとの関連についてですが、なかなかSDGsといっても分かりにくさも出てくる、あるいはこの関連性を整理すべきだというご意見を渡辺委員、田崎委員からいただいたところでございます。中間整理案の10ページをご覧いただければと思います。こちらにつきましては「第2章基本方針」の中の4番目、「基本的視点(基本理念)」でございますが、こちらの②として「SDGsの理念を踏まえた施策の推進」という項目の中で概要としては前回は触れさせていただいておりますが、位置付けを明確にさせていただいたところでございます。ただ、これは書いただけということになりますので、具体的には、各施策を書いています第3章に表記も含めて整理したところでございます。参

考までに16ページをお開きいただければと思います。こちらは1番目の防災の推進という項目でございます。まずはタイトルにSDGsの関連する目標をアイコンで配置させていただきました。また、17ページの施策展開の方向性、あるいは次のページの18ページでございますが、施策推進に向けた具体的取組の方でも関連する項目を置くことによって、どの内容がSDGsと関連づけられるのかというのを確認できるように配置させていただいたところでございます。

続きまして、資料1-1の裏面をご覧ください。こちらにつきましては、特に前回ご意見をいただいたというのではございませんが、安全で安心な県づくりを行う上で各主体との連携・協働という部分を意識する上で、それぞれどういう役割があるのか明確にしながら進めるべきだという考え方が当初からございます。その中で各主体の役割を計画の中では、4章の計画の推進の中で従前の計画ではコラム的に取組を記載していたところでございます。それを具体的には中間整理案の9ページになります。先ほどご確認いただいた第2章の基本方針の中で「3各主体の役割」という項目を起こし、まずはこちらで位置付けさせていただきました。また、併せて、第3章の中にも書き込みございまして、先ほどの防災の推進の関連でいきますと20ページになります。1番下に関係者に期待される役割ということで、こちらを括弧書きにして自助・共助・公助の部分を表記しているところでございますが、それぞれの主体にこの計画の中で期待する役割を明記させていただいたところでございます。

以上、資料1-1関連でご説明させていただきました。今、申し上げた点につきましては、新たな項目立てをして配置したという形で、全体の構成の中でも大きく位置付けた内容でございます。

それでは、具体的に資料1-2の中間整理案について一部ご紹介させていただければと思います。まず、表紙からいっていただきまして、表紙をめくると目次がございます。また、めくっていただくと、基本計画の全体構成を書いているところがございます。こちらが1章から4章までの項目をできるだけ概要を見えるようにしたものでございます。こちらでいきますと、先ほどご紹介申し上げたところを繰り返しになりますが、一番上の「第1章基本的事項」でいきますと「2計画の性格」の中に一番下の「公助の推進」という項目を追加したというものでございます。それと「第2章基本方針」にいきますと中段の右側、各主体の役割という項目を追加しております。さらに「4基本的視点」の部分の黒丸の2番目でございます。「SDGsの理念を踏まえた施策の推進」という項目を新たに追加したところでございます。さらに第4章の1番下でございます。推進体制でございますが、「1市町村、県民等との連携・協働」の中で、「重点的な施策の推進」ということで項目を追加したものでございます。この点が繰り返しになりますが、全体的な構成で従前の計画にはない位置付けとして記載させていただいた内容となります。

続きまして、早速、第1章からご説明申し上げたいと思います。1ページめくっていただいて、実際の中身になります。まず、「1計画改定の趣旨」でございます。こちらは前回も内容等は説明させていただいているところでございますが、社会情勢等の変動を踏まえた修正を行うということで計画改定の趣旨を書いているところでございます。特に、2ページ目の中段の改定の趣旨において新型コロナウイルス感染症の急拡大による県民生活への影響、あるいは、いわゆるALPS処理水の処分に関する基本方針の決定など、社会情勢の変動を取り込んだ記載としております。その下の新たな基本計画における推進分野についてでございますが、こちらについては前回もご説明申し上げております。新たに福島県犯罪被害者等支援条例が来年の4月1日に施行される運びとなっております。旧計画の中から犯罪被

害者等支援の推進については、第3章から扱いとしては外させていただいてるところでございますが、それは施策推進の重要性を含めまして、引き続き新計画での9分野の施策と連携を図りながら推進していくことを明記しております。ちなみに、1番最後に参考資料ということで、今回9月議会で議決になった条例を掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、3ページ目、「2計画の性格」でございます。こちらについては、旧計画の内容の踏襲を行っているところではございますが、先ほど申したように、4ページで「(3)公助の推進」という項目を新たに位置付けたところでございます。

続きまして、「3計画の位置付け」でございます。こちらについては、旧計画と同様となっております。その中でも、計画の期間が令和4年度を初年度として、令和12年度までの9年間であること、総合計画に合わせてという部分が異なっております。また「指標の設定と進行管理」、5番目でございますが、こちらについては旧計画と同様としているところでございます。

続きまして、「第2章基本方針」をおめくりいただければと思います。表紙としては7ページですが、中身は8ページ以降でございます。基本的には旧計画からの継続、踏襲をしているところでございます。1番目の「基本目標」は、同様の記載ではございますが、この中で、東日本大震災等からの避難者数の数値等については置き換えておるところでございます。次の「2安全で安心な県づくり」の部分も、こちらについては、本県における大きな課題として、人口減少に関して追記をさせていただいてるところでございます。次に、9ページは先ほどご紹介した、「各主体の役割」という項目を新たに起こしたところでございます。

続きまして10ページ目、ご覧いただければと思います。4番目の「基本的視点」でございます。こちらの「計画推進の基本姿勢」につきましましては、本県を取り巻く環境について、記述を深める内容とさせていただいてるところでございます。また、②番目として、ご紹介申し上げた「SDGsの理念を踏まえた施策の推進」を追加しているところでございます。

続きまして11ページ、③番目でございますが、「安全で安心な県づくりの取組方向」、こちらについては、(ア)から(オ)まで、次の12ページまで5つございますが、こちらも従来の考え方を踏襲させていただいてるところでございます。

続きまして、「第3章県における推進施策」でございます。こちらにつきましましては、1枚目めくっていただいた15ページをご確認いただければと思います。まず、この3章の位置付けでございます。県が取り組む安全安心の推進に資する取組のうち3段落目になります。安全で安心な県づくりのために、意識の啓発、知識技術の習得、ネットワークづくり、情報交換と対応のいずれかを目的としたものを中心に記載しているところでございます。今申し上げたとおりですね、ちょっと内容的にはこの4つから外れる部分も記載しているところですが実は修文漏れでございまして、最後の部分の「いずれかを目的としたものを」の次に「中心に」という項目を追加させていただければと思います。大変申し訳ございませんが、「中心に」ということで、追加をお願いいたしたいと思います。その上で、ページの下に本計画における指標の考え方を記載しております。この基本計画が県の総合計画の部門別計画であるということや、9分野という広範にわたり、総合的な施策推進が必要なことなどからですね、総合計画の指標及び目標値の考え方を取り入れまして、各分野に関連する指標を設定したものとなっております。この点については従来の計画と同様でございます。

続きまして、具体的な各分野の書き込みでございます。大変恐縮ですが、時間の関係上、1番の防災の推進を取上げさせていただきながら、構成等を含めてご紹介させていただき

ればと思います。16ページをお願いいたします。まず全体的な構成としてご覧いただければと思います。まず、前回の会議で既にご説明申し上げているところでございますが、現状課題の整理をそれぞれ分野ごとにしまして、課題解決に向けた施策展開の方向性について提出させていただいたところでございますが、それを基に分野ごとの記述を構成するに当たりまして、より分かりやすい構成と内容に従前の計画から表記の仕方を変えております。従前の計画では、分野ごとに3つから5つぐらいの取組の方向性があり、それぞれにぶら下がる形で「現状と課題」、「施策展開の方向性」と「施策推進に向けた具体的な取組」が整理されておりました。項目としては非常に整理しやすいという部分もございますが、全体像を見ると情報量が多く分かりにくい印象を与えるような可能性がありました。そのため、今回の計画では、最初に全体的な総論として分野ごとに「現状と課題」を全般的に整理させていただき、それぞれの項目に紐付く形で「施策展開の方向性」、あるいは「施策推進に向けた具体的取組」を整理するよう表記を改めたところでございます。整理にあたっては、関係部局等への照会を中心に行ったところでございます。また、先ほどご紹介申し上げましたが、「関係者に期待される役割」という部分を追加した構成となっております。

具体的な防災の推進の中で簡単にご紹介申し上げたいと思います。まず、この16、17ページでございますが、見開きの左側の上段に分野の目標があって、現状と課題を位置付けました。その上で、その現状と課題を踏まえた、施策展開の方向性を右ページに掲載しているところでございます。その具体的取組については、防災であれば18ページ以降につながっていくという流れで構成しているところでございます。まず、16ページの防災の推進の中で、現状と課題について簡単に触れさせていただきます。頻発化、激甚化する自然災害、いつ発生するかわからないその他様々な災害に対応するため、自助・共助・公助の取組を強化していく必要があるという観点で、ここでは自助・共助・公助の視点で現状と課題の整理を行い、大きく4つ、防災意識から17ページの4番目防災体制まで整理をさせていただいたところでございます。それを受けまして、17ページの施策展開の方向性として、項目としては同じく4項目でございます。課題と施策の方向性については、大体イメージをつけられるようなタイトルをつけたところでございますが、4項目を位置付けまして、同じく4項目が次の18ページの具体的な取組の中につながっていくという例として出しております。また、20ページ、何度もご紹介申し上げておりますが、関係者に期待される役割ということで、自助の担い手としては県民、共助の担い手としては自主防災団体、あるいは地域団体、NPOあるいは事業者を想定した内容で記述しているところでございます。また公助の担い手としてですね、市町村と整理させていただいてるところでございます。県を除いてという観点で記載してるものでございます。県民等の各主体が、この計画を読んでいただいた後に具体的に何をすればいいのかという疑問に対して、それを答えられるようなイメージで記載を心がけたところでございます。次に、この内容から、全部網羅するというのはなかなか難しい部分ではございますが、地域での自助・共助、活動の活性化に向けた足がかりとなればという考えで置かせていただきました。また、構成としては21ページに今の役割の次に指標を置いております。この指標につきましては、県の総合計画が設定する指標のうちですね、安全安心に関するものを抽出して記載しております。一部それぞれの分野の部門別計画等で使われてる指標もございますが、ほぼ総合計画と同じ指標として整理させていただいたものでございます。それと、関連性を見るために分野の最後に関係する主な計画等々ということで、こういう計画等が関連する内容としてつながっているというのをお見せする形として記載させていただいてるところでございます。

今、防災の推進の関係で構成を中心にお話し申し上げました。こちらについては次の原子

力発電所周辺地域の安全確保の推進から9番目の消費者の安全確保の推進まで、構成上は同様の扱いで記載させていただいてるところでございます。内容的には大変恐縮でございますが、割愛させていただきたいと思っております。

最後に「第4章推進体制」について進めさせていただきます。65ページ以降でございます。具体的には66ページをご覧ください。まず1番目の「市町村、県民等との連携・協働」でございます。この項につきましては、(1)から(3)については、従前の計画と同様の位置付けとして整理させていただいております。68ページ、先ほどご確認いただいた項目でございますが、(4)として、「重点的な施策の推進」を追加させていただきました。これについては、少子高齢化、人口減少を初めとして様々な要因から、地域の共助活動の担い手の維持、確保が大きな課題となっていること、そうした観点から、地域あるいは分野を超えてですね、連携した取組の重要性が増しているという現状認識を推進方向で書かさせていただいております。それを踏まえて、推進施策として重点的な施策の推進という観点から、来年度の令和4年度から7年度までの4年間を重点的な取組の期間と位置づけまして、冒頭ご紹介申し上げました情報発信プラットフォームの構築をしていきたいというものでございます。また、この項目の中で、新たな地域活動モデルの創出として、各主体との連携・協働による分野を超えた取組を掘り起こして活動を促進していきたい、そのツールとして上段にあるプラットフォーム等も使いながら促進していきたい、あるいは促進する方策等についても検討していきたいという内容で位置付けたものでございます。下のイメージ等はまだまだこれからはなりますが、こういう点を従前の計画ではなかなか手をつけられてこなかった部分をこの4年間は重点期間として進めていきたいということで置かせていただいたものでございます。

続きまして、69ページの「2県組織としての連携体制」においては、冒頭ご紹介申し上げました身近な窓口、あるいは弱者等も含めた課題解決の仕組み、体制を関係部局等との連携の中で位置付けたものでございます。3番目の「緊急時の体制等の整備」につきましては、旧計画からの踏襲でございまして、危機管理基本方針というものを策定しておりますが、それに基づきまして様々な危機事象に対する全庁的な危機管理体制を推進していきたいという内容でございます。その上で、69ページの下でございます。指標としては、従前と同様でございます。地域活動への県民の参加割合を指標として置いているものでございます。こちらは総合計画の補完指標となっているものでございます。

全体の構成としては以上でございますが、先ほどご紹介したとおり参考資料として1枚めくるとダミー状態で記載しておりますが、県民の意識調査結果を整理させて載せていくという点と、74ページ以降はこの計画の基になっている安全で安心な県づくりの推進に関する条例、さらに、先ほどご紹介しました犯罪被害者等支援条例、79ページ以降になっておりますが、こちらを掲載したいと思っております。あと要望として、今回、全体的に見直し査定について、従前の計画で「連携・協力」と表示している箇所がいくつかございます。見出しの中にもございますが、こちらの表記につきましては、総合計画とあわせまして「連携・協働」という表現に今回修文させていただいてるところでございます。この点については何ヶ所か出てまいりますので、そういう点で整理させていただいたところでございます。説明としては、以上でございます。

○奥原会長

はい、どうもありがとうございました。丁寧にご説明いただきましたので、よく分かったのではないかなと思います。

それでは前回、実質上というと、昨年度のこちらの推進会議の中でもこういうお話がございましたので、ほぼ2か年にわたるような皆さんのご意見を反映して、事務局でこういう形に、中間報告されたわけですが、それについてご意見なり、ご感想でも結構でございますが、いただきたいと思います。

○渡辺委員

すいませんよろしいでしょうか。

意見のほうで2つほどと、あとちょっと参考までにお伺いしたいことがあるんですが、ちょっとよろしいですか。

○奥原会長

はい、お願いいたします。

○渡辺委員

まず意見のほうなんですけども、計画の中で、令和何年とか平成何年とかということで、日付が出てくるところたくさんあると思うんですが、ちょうど最近年号が変わったこともあって令和と平成が色々出てくるところがあるんですけども、それぞれの年の後に、括弧書きで西暦の年を入れたほうが見る方はどれぐらいの時期なのかなってというのがイメージしやすいかなと思って西暦との併記を一つ申し上げたいと思います。

あと、指標が各ページにあるんですけども、私どものほうもセーフコミュニティでデータを比較するときはたくさんありまして、ちょっと参考までなんですけども、単なる数の比較っていう場合には、人口の兼ね合いを加味した比較というのをやっています。なので、各ページ色んな指標が載っているんですけども、令和元年と令和12年度で目標を立てるときに、人口10万人当たりっていう数で統一されたほうが、10年後、県の人口も減ると思うので、同じ生の数字だけでは単純な比較になるかどうかなってところが思ったところだったのでその点を参考にさせていただきたいと思いました。これで考えると自殺のところ、自殺者数の上に自殺率というのがあったと思うんですけども、自殺者数と自殺死亡率、自殺死亡率から人口10万人当たりの自殺者数なので、これは2つダブるのでどちらかでもいいのかなと思います。

あと、最後に一つ参考までにお聞かせいただきたいんですけども、私たちも苦慮しているところなんですけども、児童虐待とかを自治体がなかなか把握できなくてすごく苦労していて、相談件数とかっていう形でやっているんですけども、この計画にも39ページに同じような指標が出ているかと思うんですが、これは相談件数が上がるといいのか、下がるといいのか、それとも上がった場合にどんな対策をとるのか、下がった場合にどんな対策をとるのかというところで、県の方のお考えを参考までに聞きたいなと思うんです。なぜかというところ、虐待の相談件数っていうのはこれをあげた人が、そういうカウントされるんですけど結構潜在化していると思うんですね、相談窓口をPRすればどんどん相談件数というのは上がるんですけど、それが上がると良いのか悪いのか。私は上がった方がいいと思うんですけどもそして上がっていったって、色んな対策をとって最終的にそれが減っていけば、最終的にいい形なのかなというふうには考えているんですけども、その辺私たちもすごく苦労しているところなので、県と同じ考え方で進みたいなと思っていますので、参考までにご意見お聞かせいただければなと思います。よろしく申し上げます。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

大変実務的なバックグラウンドでお話をされておりましたので、最初の西暦併記の話も含めて、また人口単位当たりのという話も含めての話と、後段、特に児童虐待のお話でございますが、よろしいですか。

○千葉課長

はい、日付の表記についてはおっしゃるとおりだと考えております。なかなかちょっと私みたいに古くなってくるとですね、西暦より元号のほうが馴染みがいいというのがちょっと正直なところですが、ただ通年で比較しようとする場合、西暦のほうが、何年後だとか、差っ引けばすぐ出てきますので、その点については本当に参考になりました。是非、修正したいと思います。それと指標等についてはですね、全体の位置付けとして私の立場で言うとはっと置いたということございまして、確かに実数で上がった下がったというのが、まずは出てくるんですけど、実際に、それは全県人口の比率でどれぐらいなのかとか、あるいは面積だとか他にそういう比較する部分も多々あるかと思っております。ちょっとその点についてですね、なかなか充分に見切れてなかった視点かと思っておりますので、精査して行えるものはしていきたいと考えております。ただ冒頭で申し上げたとおり、実は総合計画で置いているものを持ってきたという部分もございまして、その整合性も含めながら、整理させていただければなと思っております。あと自殺者の扱いについては要検討させていただければと思っております。あと、具体的な部分については、虐待のほうで、お答えいただければと思っております。

○保健福祉部

はい、保健福祉部でございます。今ほど、児童虐待について委員からのご指摘ございましたが、おっしゃるとおりですね、広報や周知がされますと、相談件数等は増加することがございますが、今ほどおっしゃった潜在的なケースもあるので、そこは個別のケースの中身を見てどのようにするかというのは検討していきますので、この件数自体はあくまでも参考的な指標でございますので、その中身を見てどうするかというのは今後検討するものになってございます。

○奥原会長

ありがとうございました。

渡辺委員そちらのご回答でよろしいですか。

○渡辺委員

ありがとうございました。

虐待の件とか、あとDVとか、潜在化するような案件については個別に担当部局の方と今後も連携を取りながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

まさにそういうところで結論を出すという部分もちろんありますけども、そういったコミュニケーション、お世話になりながら、県全体としての安全安心というのを進めていただ

ければと思います。

それではほかに何か御意見ございましたら。

○菅波委員

すみません、よろしいでしょうか。いわきから参加している弁護士の菅波です。今の渡辺さんの発言と関連する虐待の関係で意見を述べさせていただけたらと思います。

先ほど相談対応件数が伸びることがいいのか悪いのかみたいな話もありましたけれども、一般的にいじめの認知件数なども増えることの方がより潜在化している被害を可視化されてきてるってところで、学校さんのほうでも件数が多いほうが対応が十分されているみたいな見方がされてきてるところだと思ってまして、私も昨年度までは浜児童相談所の虐待対応専門員をやらせていただいていたので、相談対応件数であるとか、虐待として対応した件数が増えること自体が状況の悪化というふうには捉えないというふうには考えていました。

その対応件数で指標として見るってところは早期発見であるとか深刻な状況に対応するっていう意味で、指標として、一ついいことだとは思いますが、もう一つの柱である、未然防止という観点からすると、例えば指標として、セーブ・ザ・チルドレンさんとかよく調査されている体罰を容認する大人の割合がどれぐらいいるかみたいな指標を用いることもあります。最近のデータですと、2017年には日本で6割の大人が体罰を容認していましたが、体罰禁止の法制化の2020年から1年後の2021年の調査では4割ぐらいに減っているといったデータもあって、ぜひ福島県でもそういったデータをとっていただいて、そういう虐待を未然に防止するような県民一人一人の子供の権利を尊重する人が増えてるよみたいなのが見えてくるといいのかなというふうにも思いました。

関連してなんですけれども、この36ページからの虐待等対策の推進というところで、現状と課題の2の3つ目の黒ぼちの令和2年4月からの親権者が体罰を行ってはならないという法定化の話が記載されているんですけども、福島県でも子供虐待から守る条例を同時期に策定されてるかと思います。県としてもきちっとそういった取組やっているよというところは、こういったところに記載、知っていただいたほうがいいのかなというふうにも思いました。はい、私からとりあえず以上になります。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

前半の、ある種の絶対数、それから密度の議論に加えて、未然防止という視点では、数です、絶対数かもしれないですけど、1人でもそういうのがいらっやっって、1件でもあった場合にはというようなことでございますが、そのとおりだと思いますけど、なかなかこれはKPIというか指標に上げるという性格ではなくてでございますよね。考え方ということで、はい。

○菅波委員

はい。資料に上げていただくと、私なんかわかりやすいなと思ったんですけども、そういったところも汲んでいただけたらというような意見でした。

○奥原会長

あとそういう条例化の話については資料としてっていうことでございますが、それはいかがでございますか。

○保健福祉部

保健福祉部です。条例化の部分については持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

○菅波委員

すいません。条例化というか条例化は既にされてますよね、令和2年の4月に条例化されてるので、それをこういった計画の推進というところに記載していただいたほうが、県民の義務役割っていうものも明記されていてより分かりやすいのかなというふうに思ったという意見でした。

○奥原会長

私の質問がおかしかったんですけど条例そのものをこういう形にされてますよということ資料で、もしくは中で触れてほしいということでございますが。

○保健福祉部

その条例化の内容の記載ぶりについては今後検討させていただければと思います。

○千葉課長

内容等も確認させていただいてですね、整理をさせていただければと思います。あと多分この虐待以外でも指標のご意見とか、多々あるかもしれません。項目等については長期的などこを使うための指標という位置付けと、あと、何度か申し上げましたが、総合計画の中で位置付けられてるものをその中で部門別計画としてどう取り組んでいくかという観点で、取り上げてるものがございます。いただいたご意見と非常にわかりやすい指標だと私自身も思いましたので、他の項目もあれば、そういう観点から、改めて精査していきたいと思っております。

○奥原会長

ありがとうございました。

結論を言うわけではないですけれども、今回事務局のご提案で、安全安心ポータルをつくらうというご提案がございまして、こういうなかなか基本計画といいますか、行政上の部門計画って議決を要するようなものの中で、コンクリートにしていくっていう手続きを県のほうでやってらっしゃいますんで、色々どれを載せてどれを載せないっていうのは、悩むところだと思いますが、今後、今のように臨機応変にですね、今回の基本計画では、ここまでやりますと、こういう形で載せた上で、その後色々、今、菅波委員からもご指摘あったような形の部分については安全安心ポータルの方で載せていくというような考えもあると思うんですね。ですからそこはまたここで、どうしてもコンクリートしなくちゃいけないもの、よく議論されてコンクリートされたらいいと思いますけども、その場その場の変化で変えるというものについては、またそのポータルのほうで、取り上げていったらいいんじゃないかなという気はいたしますが、一応保健福祉部さんの中でちょっとご検討いただくとい

うことをお願いしたいと思います。

それでは他にございますでしょうか。では、お願いいたします。

○熊田真市委員

犯罪被害者支援センターの熊田でございます。

このたび犯罪被害に特化した条例が可決されまして、来年の4月に施行ということになりましたので、10項目から9項目になってうちのがなくなったということでございますが、先ほどですね事務局のほうから、9分野との総合的な連携を図る必要から、このままでですね体系的にやってくれという話だったんですが、うちのほうのですね特化条例に伴う基本計画、これについても現在、生環部のほうで作成中でございます。この基本計画も、来年の4月1日に施行になるわけでありまして、そうすると、この9分野のうちに関係する分野、3番の防犯、それから4番の虐待、5番の交通安全ということになると、犯罪被害者等というふうに含まれるのかなというふうに考えられました。従いまして、この関連する主な計画などというところにこの犯罪被害者等基本計画というものも含まれてどうなのかなということでは生環部とご検討いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

事務局の方からもしご回答ができるのであれば。

○千葉課長

犯罪被害者等のですね、分野の位置付けで前回も申し上げたところでございます。生環部と連携しながら今後の整理をさせていただきたいなと思っております。ただ、こちらの安全安心な県づくりの基本計画に書いても、大元の犯罪被害者等支援の基本計画で多分位置付けが書かれるということにもなるかと思っております。相互に書きぶりを合わせる必要があるかどうか出てくる部分もあるかと思っております。それについては調整をさせていただきながら、ただ项目的にですね、明確に位置付けられる部分なのかどうかという観点もあって、最終的に入れられるかどうかちょっと検討はさせていただければなと思っております。場合によってはそれぞれという扱いになる可能性もございますので、その点については、お汲みおきいただければと思っております。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

気持ちは入っていると。

他になれば、こちらの中の方とそちらZ o o mの方を順番にというと変ですけど、個別にお伺いしたいと思います。それでは、佐々木委員の方からお願いします。

○佐々木委員

私からはですね、3点ぐらい感想というか、意見も含めてなんですがあるんですけども。

まず一つ目は17ページの1番の防災意識の向上と避難行動の実践というところと、それに関連してる18ページの具体的取組のところになりますが、震災教訓の継承ということとのつながりという形でこれは私の意見ってことなんですけど、要するにここにこの1番の17ページの方には、これは防災教育だとか、出前講座とか訓練等々を通じてこ

とが書かれてるんですけど、過去の災害で得られたその教訓だとか、激甚化する風水害の現状について、県民の皆さんに理解を深めていただいて、そこから防災意識を向上させていくと、そういう方向性が書かれているんですね。こうなってくると、この18ページのその具体的取組のところにも、その教訓をきっちりこう残してくという話が入ってきてもいいんじゃないかなと思うんですね。それで、震災教訓ということはもちろん書かれてはいるんですけどそれに加えて、水害だとか他の災害に関わるような、様々な出来事が起こった際のその情報というか、終わった後にきちっとそれを取りまとめて、過去に起こったその災害の記録として、きっちり後世にも、未来の福島県の皆さんにも残していくとか、そういう取組をやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そういう過去の災害から得られた教訓があるからその次にまだ生かしていくっていうところありますので、ちょっとその辺が例えば昔だったら、例えば、福島県は1986年に8.5水害ってのがありましたけどもあの辺の情報なんかは、県立図書館とかに、当時はネットとかありませんから、きちっとした何かこう災害記録誌みたいな作られて収められたりするんですけど、だんだんウェブとかで、出しやすくなってるんですけど、まとまった形できちっとどこに行けばその福島県の情報がまとまって得られるのかみたいなのがちょっと分かりにくくなってると思うので、その情報プラットフォームですか、そういうところももちろん生かしていただいて、ウェブに載せられるところはそういうところへ載せてもいいですし、あとそれプラス、ハードコピーみたいなものをきちっと、県立図書館等々に例えば残していくとか、そういうような取組をして、今後に生かしていくってことが必要んじゃないかというのが一つ目です。

二つ目は、ALPSの処理水のことに関してですが、25ページですかね。ここに方向性が書かれていて処理水の海洋放出、非常に県民の皆さんが興味深く見守っている問題だと思うんですけど、国なんかはこのモニタリングの強化拡充を求めるために、県がモニタリングについて強化を図るということが書かれているんですけども、それプラスその要するに放射性物質というのは多分、あるかないかってことが問題じゃなくて、それだけじゃなくて、どれぐらいあるかっていうことをちゃんときちっと比較して、どれぐらいのものなのかっていうことを自分たちが県民の皆さんは物差しを持ちながら考えるっていうかそういうことが出来ない、多分駄目だと思うんですね。ですからその辺りのところ、例えばその28ページの国に申入れた事項ってのが書かれておまして、正確な情報発信というところに、取組に関する科学的な性質だとか、あと、ここ大事だと思うんですけど、国内外におけるトリチウムの処分状況等々をきちっと皆さんに伝わるように要望してるというようなことが書かれているので国に対してそういう物差しになるものをきちっと求めてるということも、何かここ書いといたほうがいいのかないかなというのはいちよっと思いました。

あと最後、どちらでもいいって言い方なのかもしれませんが、防災という言葉はかなり出てくるんですけど、減災という言葉がちょっと出てきてないなという感じがしてなんかこう防災の中にも減災という言葉も含み込まれたような形になっていて、減災を入れちゃうと書きにくくなっちゃうっていうこともあるかもしれないので、こういう形で防災のことで全部統一して書いているというのでもいいのかもしれないんですけども、何か、その両方の言葉がもしかしたらあった方がいいのかなってのもこれは私の感想ということになりますけど、感じました。以上です。

○奥原会長

どうもありがとうございました。

御指摘がございましたけど、いかがでしょうか。もし何かお答えできる部分があれば。

○千葉課長

まず防災の観点でございます。書き込み等の部分については、改めて確認して、ご指摘の部分は確かに記載がちょっと足りないなということは当然でございます。ただ全体のバランスと内容ですね、結構文書をスリムにしたという部分もございまして、それもちょうと考えながら改めて整理させていただければと思います。

あと、減災の部分は、ご指摘のとおり記載はないんですが、その実績活動の促進という観点からですね、減災となるいろいろな部分の自主的な取組の皆さんっていう部分も確かにあるかと思うんですけど、どうしても、防ぐだけでなく逃げることも減災になるかもしれませんし、防災なのかもしれませんし、通りがいいほうで整理させていただいたということかと思えます。ただ表現として、どちらが妥当なのか改めて確認させていただければと思います。

○原子力安全対策課

原子力安全対策課の佐久間でございます。

先ほど、委員からご意見いただきました放射性物質の分かりやすさ、県民目線に立った住民目線に立った分かりやすさの部分については、まだ26ページの具体的な取組のところにも詳しくは書いておりませんでしたけども、1のところですね、処理水の対応ということで、3ポツ目のALPS処理水への対応というところの一段落目のところに、中ほどになりますけども安全はもとより国内外に向けた正確な情報発信、ここの部分の多分具体的な書き方が足りなかったのかなというふうなところでございます。ここの部分、実際にはご指摘のとおり、国のほうで、IAEAも含めて、今評価をしようとしているところでございます。書き方については改めて持ち帰らせていただいて、先ほど危機管理課長のほうからもありましたけど、全体の書き方のバランスもございまして、ご意見としてそれを承らせていただいて、書き方については調整させていただくということで対応したいと思えます。よろしく願いいたします。

○災害対策課

災害対策課でございますが、委員ご指摘の中で、過去の災害の記録の見せ方ということがございました。確かに東日本台風の検証結果がその後の防災・減災に役立つということがございました。様々な形で記録されておりますが、プラットフォームで公表するなど、今後検討して対応してまいりたいと考えてございます。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。
佐々木委員、よろしいでしょうか。

○佐々木委員

はい。

○奥原会長

それでは宋戸委員、お願いします。

○宋戸委員

全般的に見て、きちんと書かれているなと感心したんですけども、これまでに、今日の議論を聞いていますと、実は9ページの基本方針のところ、各主体の役割というところが書いてあって、今の話をまとめると県の役割のあらゆる大きな部分はね、情報の広報化、よく見ると書いてないんですね。全体的なことかもしれませんが、やはりきちっとしてポータルサイトをつくったりとか、それぞれのことを広報する、県民に分かりやすく情報を提供するっていうようなことをやはり役割にはっきり記載しておいたほうがよろしいんじゃないかっていうふうに考えまして、全部読んでる時はそんなにすうっと流れてきたんで今の議論を見ると、やはりそこところが、色々問題ですので、総論的なことかもしれませんが、それを、きちっと記載しといて、それぞれ具体的に今後色んなことをやっていただければということだと思いますんで、それが私の気がついたことの一つですので、県の役割のこれはかなり大きな部分にはなるんじゃないかと私は思いますんで、是非記載していただければというふうに思います。

それが一つともう一つは本当に細かいことなんですけども、医療関係で色んな今、麻しんワクチンの接種率だとかいろいろ書いてありますけど、今後、ヒトパピローマウイルスに対する予防接種の接種率というのは話題になるんじゃないかなって気がしているんですけど、ちょっと早過ぎるかなって気もしないでもないですけども、そういうことも視野に入れて、あるいは、新型コロナウイルスの予防接種率も書かなくてもいいのかなって気もしますけど、やはり予防接種の接種率って事の各論を色々煮詰めて、今後いただければというふうに思います。この二つが私が気づいたことです。以上です。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

それでは、それぞれごもつものご意見だと思いますけども、お答えできるものがあれば。

○千葉課長

1点目の県の役割について、逆に言うと当然と思っている部分もございまして書いてない部分でございます。もともと記載してるのは、条例からそれぞれ整理をして、表現上は実はつくったときから多分ここ変わってないんだと思います。

○宋戸委員

条例にもそういう情報提供とか書いてあります。だからそれをそのまま載せるべきだと思います。

○千葉課長

はい、おっしゃるとおりで改めて整理させていただければと思っております。

○奥原会長

予防接種や新型コロナの問題といいますか、それらについても、この基本計画の中でどこまで記述するかっていう問題あると思いますが、今、ご回答いただけるものがあれば。

○保健福祉部

保健福祉部でございます。

今ほど委員の方のご指摘ありましたが、新型コロナウイルスの接種率がだいぶ高いということもございますので、この書きぶりについては今後検討させていただきたいと思いません。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

○宍戸委員

ヒトパピローマウイルスに対する予防接種に関してはまだ早過ぎますかね。色々反対する人たちもいらっしゃると思いますが。

○保健福祉部

すいません。ちょっとその件についてはこの場では回答できませんので、持ち帰って回答させていただきます。

○奥原会長

引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、田崎委員、お願ひしたいと思ひます。

○田崎委員

はい、ご説明丁寧で大変ありがとうございました。私としては感想にはなります。この書き方というのは、私は分かりやすくなったので、このままでいいんじゃないかなっていうのがあります。細かい点をどんどん入れていくと、逆にボリュームが大きくなってしまって、それ以外のことが書いてないのはなぜっていうふうに、逆にちょっと、困る点も出てくるのかなあと思ひますので、今の時点ではこれがいいのかなっていうのがあります。今後見直しがまた入ってくればそのときに入れていただくのがいいのかなあとというふうに思ひますので、細かいこと言うと私もいっぱい出てきますけど、この時点ではこれでいいと思ひました。ありがとうございました。

○奥原会長

こちらのほうは何かコメントよろしいですかね。

○田崎委員

すいません、勝手にちょっとお配りさせていただきました。今度の27日の日にございませぬ福島 ZERO CARBON DAYというのがあって、県でもこれにすごく力を入れているっていうことで、私も県民会議の副代表なのでちょっとPRさせていただきました。今できることをやるっていうのは、この色んな計画、条例とかいっぱいあると思うんですが、今目先としてはこちらのほうに、みんなで取り組んで頑張っていこうねっていうことでやっております。それぞれのブースでも、いろんな体験であるとか、啓発であるとかパネル展示をしておりますので、ぜひ、来ていただいて、子供さんも楽しめるような内容にもなったりします。コロナ禍で今までいろんなイベントができていなかったっていうことがあります。

ますので、ぜひこういったところに足を運んでいただけたらなあというふうに思っております。裏面を見ていただきますと、五味先生のお話であるとか、あるいは黒ラブ先生のSDGsについての、こういった分かりやすい楽しいお話もあつたりしますので、ここに来ていただいて今後の取組の参考にさせていただければと思います。以上です。どうもありがとうございます。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

今後それこそポータルがホームページで展開されたときは、今のこういうようなものをそこでご紹介いただいたり、動員をかけられるようなそういう形になるといいなあというふうに思いました。

それでは会場のほうは、最後になります。宇月委員お願いいたします。

○宇月委員

私は交通安全の方で来ておりますので、交通安全のことについて述べさせていただきたいと思います。分かりやすく、40ページの高齢者の特性を理解した交通安全教育を始めとか、あと心身の発達や年齢に応じた交通安全教育により交通安全意識を向上し、とかということで、本当に年齢とか、子供に合った教育で交通安全を推進していけたらもっと事故が減るんじゃないかなと思います。はい、そんなことです。

○奥原会長

ありがとうございました。

そういう意味でこちらで色々ターゲットとといいますか、記載を細かく分けていただいているので、今後具体的にこういう形で、それこそ数字を取ったり、皆さん展開に活かせるということで、それはある意味賛成ということですね。はい、ありがとうございました。

それではZ o o m参加の方でまだご発言がなかった方。

○松本委員

はい。松本ですけども、よろしいですか。

○奥原会長

はい。お願いします。

○松本委員

はい。2点あります。

一つは、資料1-1のところに、社会的弱者と1番最初に書いてあって、誰1人取り残さない方策ってあるんですけども、この社会的弱者とは、何を指すのかっていうのがちょっと本文中からなかなか見当たらず、例えば想定されている社会的弱者の定義について、どこかで触れたほうがいいかなあって思いました。これが1点です。あと、やはり安心安全というのは非常に個人的なプライベートな価値観ですので、自分は安心で安全だと思っても周りにはそうではないと思う人もいます。なので、今の社会的弱者というものの定義と同じように、どういったところでプライベートな安心感、何かどっかで、あれですよ。3ページ、確か第1章の基本的事項の中の3ページのところのちょうど計画の性格という

ところで、ここすごく大事だなと思ったんですが、3行目の「私たちの身の回りには、様々な安全安心の問題が存在し、常に変化しています。県民が一つの分野で安心できて、他に脅威を感じれば、真に安心を実感することはできません。」と書いてあって、かなり突っ込んだ文章かなと思ったんですけども、ということは、すごく先ほどの社会的弱者というところの定義と、私たちプライベートに感じている安心安全ってみたいなのとですね少しこの比較をするためにも、やはり社会的弱者というか、この計画の対象者をどこにしているのかってあたりの提言が一つ大切かなと思ったので、一つ意見です。

あともう一つ、先ほどの虐待の通報と実件数との関係なんですけども、社会福祉の分野だと、高齢者の要介護施設とか、または障害者の施設からの虐待はほとんどあがってきません。実際に虐待があるにも関わらず、通報が少ないんです。これはやっぱり潜在化しているというよりは、施設の中でもみ消しちゃっているようなところもあるのかなっていうのがあって、高齢者の虐待なんかでは1番通報者で多いのは辞めていった職員っていうのが多かったですよね。そういった意味でも、やっぱり実態がうまくつかめてないというのがありますので、私は高齢者の虐待の通報が多いほうがすごく実態がよく見えるんじゃないかなと思っています。なので、39ページのちょうど指標のところ、児童虐待の対応件数については、一応、今後入れていこうということがあるんですけども、高齢者と障害者は前あったような気がするんですけど、今回抜けちゃって、DVも抜けちゃったなと思いますので、ここは4つの虐待防止法の法律に関しては、やはり並立して提起したほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

それでは、主に2点でございますが、社会的弱者の考え方、定義、表記、問題と今の虐待の指標ですかね。いかがでしょうか。

○千葉課長

まず社会的弱者等の定義がないというご指摘でございます。確かに記載それぞれ例えば虐待だとかですね、そういう部分については裏読みでそれぞれ具体的な被害があった方という書きぶりがございますが、関心として社会的弱者だけを特に取り上げるというよりは、逆に言うと、計画についてはいわゆる自助・共助を求める計画であるという性格が非常に強いので、逆に言うと自助ができない方をどうやって共助として支えるのか、あるいは共助できなければ、公助としてそういう方々をどう支えるのかという観点になるのかなと思っております。そういう観点から見ても、その点がきちっと書いているのかどうかという部分もでございます。ご指摘の部分、ちょっと改めてですね、総合計画の書き込みも併せて確認しながら整理させていただきたいと考えておるところでございますが、冒頭資料1-1でご説明申し上げたのは、そういう自助できないような方々をどう救うのか、あるいはいわゆる縦割りの仕組みの中で外れてしまうような方々をどのように解決していったらいいのかという観点から課題解決のための組織体制をお示したところでございます。具体的な部分についてはその受皿としてお示したところですが、現状の認識の部分がどうしても分野別に分かれているという観点から、ご指摘のような記載がないということかと思っております。改めて全体を見直して整理したいと考えております。

○松本委員

ちょっと一言いいですか。弱者と言っても、今、自助の部分が出ましたけども、身体的な弱者、精神的な弱者、経済的な弱者、また、例えば情報が届かない弱者とか、色々ありますし、また高齢者という一括りでもできないし、障害者とか女性というところも一括りもできないところがありますので、結構この辺の社会的弱者というものに対するカテゴリーは繊細だなと私は思っています。ですが、ある程度公的扶助、ここでいうところに今回私は公助の推進っていうのが出たのはすごく評価してます。これはいいことだなと思っています。でも、公助の推進というときに、やっぱり対象となる社会的弱者に対するターゲットがないとなかなか具体的な政策ができないんじゃないかなと思いましたので、できればやっぱりここは明確にしたほうがいいかなと思いました。以上です。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

ここはある意味で新しく今回事務局で取り組もうということで意欲的に上げていただいた部分に関してのものでございますので、少し中で揉んでいただいて、表現するかしないかということも含めて、68ページ辺りに、新たな地域活動モデルの創出と書いていただいたその下にイラストのようなものが入る予定になっているとかとていうことがあってまだ全部表現し切れてないという部分もあるんでしょうかねこれ。何かそういう部分があれば、御検討いただいて最終案にそれを反映して、はい。

○大島部長

危機管理部長の大島です。

今委員からいただきましたその社会的弱者の部分についてですが、もう一度ちょっと説明を整理しますと、資料1-1のところ「社会的弱者、誰1人取り残さない方策」というふうに書かせていただきましたのは、前回の委員会の中で委員の皆様からこういった趣旨のご意見があったということ短く総括して記述して、社会的弱者、そして誰1人取り残さない方策、こういうものが大事だというふうにここで一旦書かせていただいているということでございます。これはむしろ前回の委員会が出た意見、いうことで記載をさせていただいております。それに対して、執行部としての考え方ということで、この資料1-1のところでは、今回記述した部分についてご説明をさせていただいているということであります。

我々、今回、計画の中で、その社会的弱者という言葉そのものを正面に位置付けて、計画に記述してきているかという、私も全部細かく読んではいないんですけども、あまりその社会的弱者ということだけを強調してこの計画作っているということではないのではないかと。さっき、ご説明をさせていただいたように、いわゆる共助を進めていきたいと思いますという視点でそれぞれの9なり10なりの分野の取組を記述していこう、というところが主かなというふうに思っていますので、また、先ほど委員からもお話ありましたように、この社会的弱者ということについて言いますと、非常に幅広い内容を含んだこの計画になっておりまして、それぞれの分野で考えるその社会的弱者という定義も当然違ってくるだろうと思いますし、それは基本的にやはりそれぞれ各分野ごとにそういった定義を持って、通常の行政の中でそういった対応をされていくものだろうと思っています。今回この計画につきましては、その取組を横断的に連携しながら進めていこうという、そういう視点でこの計画を整理しているというところに主眼がありますので、あえてその社会的弱者がどういう方かということ改めて定義をして、そこにターゲットを当ててやっていくということより

は、それぞれの分野でそういったものについて整理がされているという前提の基に、その横断的な取組をどういうふうに進めていくかということに焦点を当てて、記述をさせていただいているのかなというふうに思っています。それを総括的に本当に言葉として表しているのが、SDGsの記述の中に誰1人取り残さないというそういう社会づくりを進めていきたいと思いますというので書かせていただいているものかなというふうに思っています。今回いただいたご意見につきましては、取扱いが非常に難しい部分もあるかなというふうに思いますが、中で改めて検討させていただければと思います。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

そういうことで、松本委員、よろしいでしょうか。

最初の社会的弱者ということは特にこの今回、前回の協議会の中で出てきた色々な事例をまとめた言葉だということでございます。

あと、2点目の指標の話は何か。お答えというか、出ますでしょうか。

○保健福祉部

保健福祉部でございます。

先ほど39ページに記載してあります、児童虐待件数に合わせて、補完指標として、高齢者施設及び障害者施設の従事者にかかる虐待件数について記載してみてもどうかというご意見でございましたが、この意見は持ち帰って書きぶりと記載について検討させていただければと思います。以上です。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。

それではZoom参加の方でございますが横田委員、お願いできますでしょうか。

○横田委員

すいません。お疲れ様です。

細かいところっていうよりは、私は総合計画の方にも出ているんですけど、言葉をちょっと揃えていただきたいなっていうところが何個かありまして。

例えば東京電力の書き方であったりとか、そういうところを総合計画のほうに合わせて確認しながら合わせてくださいっていうのが一つ。

あと、文章のほうなんですけど、追記していくとどうしても長くなってしまって、やはり読みにくくなってくる部分もあると思いますが、読む方とすると、文章は短めの方が伝わりやすいところがあるので、ここを気をつけていただければということです。

すいません、言うべきかどうかちょっと迷ったんですけど、目標値の件です。総合計画のときにも話をしたんですけど、やっぱり出せる数字をきっちり出さないと、目標って言わないんじゃないって話もありまして、成果って今後ずっと求められていくものだと思うので、目標値を設定しないという目標があったりするの、それは良いのでしょうか。

○奥原会長

具体的に何かその場所とか。

○横田委員

39ページの先ほどの虐待相談件数とかも目標値は設定しないということで、これは目標といわないと思うんですけど、どうなのでしょう。それはもう指標とすれば、数字があくまで指標だと思うので、それはどういう判断をすればいいのでしょうか。

○奥原会長

それでは、最初の総合計画等々の整合性のお話は、全体を通してまた見ていただくという点ですが、この39ページの目標のところは、色々今焦点になっておりますけども、目標を設定したような部分についてはいかがですか。

○千葉課長

まず書きぶりについては、申し訳ございませんというか、チェックが多分足りない部分がまだ残ってると思いますので、整合性取らせていただきたいと思います。

それと目標値、全体的な部分についてはですね、書き込みとしては15ページの下に指標についてということで、考え形は従前と同等で先ほどの39ページの目標値がないというのいわゆるモニタリング指標で位置付けて、先ほどの渡辺委員からもこの数字はどう見るんだという部分のご指摘もあったとおりでございまして、増えるのがいいのか、減る方がいいのか、例えば増える上でそれをどう使うのかとかという、多分目的がないとなかなか正直言って評価しづらい部分でございます。

これについてはまさにその悪い情報が何かこういうふうな形で多分全体的になっているはずでございます。ただ、取組を一生懸命やると確かに隠れているものがあぶり出されて数字が増えてくるという部分も当然ございますので、それを良しと見るのか、非常にそういう事態が悪化しているとするのかという部分の堂々巡りになってしまうという観点から、現況を表す部分でこれが例えば被害者数だとかなれば明らかになるんですけど、もうまさに今それは立件等出てきた犯罪のほうの話になっていくかと思っておりますので、その辺の兼ね合いから初動の傾向を掴むためにこのようになっていくということだと理解しております。具体的に虐待等の話であればもしあればコメントをお願いしたいと思います。

○横田委員

多分目標という指標に入ってるからだと思うので、あくまで、減ったほうがいいのか増えたほうがいいのかっていう先ほどの話になると思います。目標数字がないものは報告っていう形で別にしたら、指標に入れないほうがいいんじゃないかなと思うんですけどどうでしょうか。指標って数字を追わなければいけないものだと思うので、目標数字をかけないものは扱いが違うんじゃないかなあって思うんですね。なので、今年はこの報告でしたよという報告だけにしておいてあくまで目標数値は作らないというところなのであれば、あくまで指標ではなくて報告事項という形だといいいんじゃないでしょうか。

○千葉課長

前回の会議の中でも、指標の報告とさせていただいて、こういう目標設定については実際にはABCランク付けの中ではですね、評価はしていない状況でございます。ご指摘の点、多分この表現を使うから混乱が起こるんじゃないかという部分のご指摘かと思っております。ちょっと整理させていただきたいと思っております。

○横田委員

よろしく願いいたします。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、藁谷委員ですか。よろしく願いします。

○藁谷委員

藁谷です。

私のほうからは、68ページにあります情報発信のプラットフォームの構築、ポータルサイトを作っていくよということなので、これに期待していきたいなと思っておりました。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

それでは何か他の委員からご意見を伺った中でまた思いついたとか、お気づきになったとかというのございましたら。よろしいですか。

それでは皆様のご意見はこれでひとまず終わらせていただきまして、それでは議事の2の方でございませうか。今後の日程ということについて、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

○千葉課長

資料2をご覧いただければと思います。計画改定のスケジュールについてでございます。

前回の会議の中でも年度内の方針についてお示ししたところでございますが、改めて説明をさせていただきたいと思っております。

まず本日、11月22日、推進会議で中間整理案をご議論いただいているところでございます。いただいたご意見等を精査させていただき、またご確認いただいた上でということにはなりますが、パブリックコメントあるいは市町村への意見照会を来月中旬ごろから1月、ほぼ1か月間かけて照会等をさせていただきたいと考えておるところでございます。そちらへの意見等も集約し、整理させていただいた上で来年2月中頃の想定でございますが、改めて推進会議を開かさせていただきまして、パブコメ等の意見に対する結果等も踏まえて最終案をご審議いただければと考えております。最終的にはまたご確認いただいた上で来年3月には改定の計画を正案にしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

今の計画改定スケジュール資料2につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、なければこちらのスケジュールで事務局のほうでお進めいただければと思います。

それでは、議事の方はこれでは終わらせていただきますが、何か全体を通しましてこれだけは言っておきたいっていうのか、もしございましたら、ご遠慮なく。よろしいですか。

それでは今後のこのスケジュールでパブコメをされたり、意見照会をされたりするのでこの中間報告で今日の皆様のご意見を含めた内容とこのパブコメとか市町村への意見照

会等でまた別の意見、ご指摘が出てくると思いますのでそれを含めたものが来年の2月頃、今年度の最終の推進会議の方でご提示なさるということですので。またちょっと今日のご意見と違う形になっているかもしれませんが、全体としては前回までのお話、それから今日のお話も根本的に何かガラッと変わるというようなご意見ではなかったと思いますので、微修正をされたものが、改めて2月ということですので。

そういった意味では、実際ご検討いただいている内容につきましては基本計画ということですので、実際これを作るのが目的ではなくて、この基本計画を基に実際に安全安心の県づくりを進めていただくというか、別の言い方をすると、事業なり体制なり運動なりを実際にやっていただくのが目的でございますので、そういった意味でこの基本計画で先ほど申し上げたようにきちっと書き込めないものもあると思いますが、今後基本計画の基幹として今日いただいた意見も含めてぜひ実行フェーズで気をつけていただきたいというか、お話が何点か出てきてるのでそれを3点ばかり挙げさせていただいて、そういうことをイメージしながら、できればその基本計画の中にそういうちょっとした言葉とか文言とか、ご紹介をしていただければなあと思っております。

1点目は、こちらの方で先ほどまさに宋戸委員がおっしゃられたんですけど、県の役割としてあった情報を皆さんに提供されるっという部分があるんですけど、もう一つはやはりこちらの重点計画の方でも出てきた新しい考え方になるかもしれませんが、前回の会議でも出てきたんですけど、色々情報を要するにインバウンドで取ってくるというような話もあるし、アウトバウンドで出すという話もあるんですけど、そのポータル役割みたいなものがどうしても一方通行で情報提供して終わってしまうというようなことになりがちでございますので、そういった意味でそのポータルを通じた情報交換、一種のコミュニケーションを色んな関係者の方々に役割分担かけていただいておりますけど、そういうようなコミュニケーションの場として機能していくようにしていただければと思います。具体的にいうと何か情報提供、入れっぱなしというのではなくて、提供しっぱなしということではなくて、先ほど田崎委員の方からこういうものを出していただいたりしてございましたけども、こちらの中でも色んな事例を出すんだというお話とご紹介いただくんだという話もありましたけど、そういう色々なところの動き、それをどういうふうに皆さんでコミュニケーションしてるかっていうのがポータルに表現されていくというようなものにしていくということで、この辺は安全安心に関してポータルをつくってこうというのは、ある意味でいうと新しい動きかなあと思えますし、その中でも、先行する徳島県さんとか山梨県さんとかいくつかはそういう安全安心ポータルを作って今運営されてらっしゃるので、その辺のものを参考にいただきながら、福島県の安全安心ポータルはこんな考え方でやってこうという辺りを整理しつつ、この基本計画の中にそういうことを出していただくとよりリアリティが出てくるかなあというふうに思います。

それから、2点目は佐々木委員からも先ほどご指摘ございましたけど、福島県の考え方っていうのは変ですけど福島県の置かれる状況っていうのはやはり全国の状況とも違いますし、それから宇月委員のお話もあるんですけども、そういう高齢化が進んだ部分とか色々全国一律的なものと平均的なものと福島県の状況っていうのはやっぱりちょっと違うと思うんですね。色々な状況で違うと思うので、それをその違いを出したほうが、県民の方とかの分かりやすさとか参加の仕方とかというのが出てくるようであれば、やはりそこに地域性とか個性とかそういうものをうまく表現して、逆の言い方をすれば、安全安心基本計画というのがあるとすると、全国どこ見ても同じだっていうのではなくて、やはり福島の場合は原発

の話とかという特色あると思うんですけども、そういうことを踏まえてこういうところが違うんだよという部分をそれこそ県民アンケートとかも含めて同じ部分と違う部分、ここの違う部分が何でなのかということを探り深掘りしていくとやっぱりそこに解決策が出てくるっていうそういうものが見えてくると思いますので、その辺の実行段階においては特にそういうような全国と同じ部分と福島県版の安全安心施策とは何が違うんだというのを協力する皆さんと情報共有できるような仕組みをつくって進めていくというのが、ポータルにお願いしたいなと思っております。

3点目としては今回の基本計画の総合的な評価になるかもしれませんが、非常に横断的な、総合計画もそういう横断的な部分、重点計画化、色々言葉がありますけども何かそういう横串的なですね、政策を横串に見て、個別に排除するという、そういう何か行革的な意味合いではもちろんないんですけども、より現場に寄り添っていくという部分を考えていくと、先ほどの定義が社会的弱者もしくはほかの方々だと何かある種生活再建を目指していこうみたいな被害の一時的な対応というよりは、よりノーマルな生活に戻っていくためのプロセスそのものをアウトリーチで行政もしくは全体が支援していくんだと何かそういうSDGsといいますか、そういうような、世界感といいますか、そういうものが今、色んな箇所環境もそうですけども出てきているという部分がございますので。

また先ほど、このポンチ絵がまだ未定というのが、どんなものが出てくるのかなっていうのがすごく期待がありますけども、そういう今回の横串的なもので色々ところで立ちすくんでらっしゃるような人も含めて救っていくという、そういう新しいモデルといいますかね、このモデルをぜひ皆さんでお作りいただいて、それでこういうものが逆に色んな意味で安全安心に関しては福島県と、いわばある種注目されているところがございますので、そういうところでこういうモデルが出てきて、普遍的にそれが全国に拡大できるようなある種の先進的といいますか、そういうものができあがるような体制を是非実行段階で作っていただければと思っております。

この3点目については色々な現場で各県自治体含めた方々がですね、悩みながら色々な形のモデルを作ってもらっちゃいます。まさに新型コロナ対応のとき、全国で色々な形で、色々な体制がトライアルが出たと思いますけど、それと同様にこういう安全安心の世界でもですね、色々なケースメソッドみたいのがどんどん出てきてると思いますので、それも参考にしながら、是非1個でも2個でも全国のこういった世界を引っ張っていくようなモデルを福島から作っていくという形で考えていただければと思っております。

そういった意味で総括するわけではないんですけど、色々な委員の先生方から非常に多岐に渡るご意見をいただきまして、そういったものを非常に真摯に受け止めていただいて事務局でいいものを作っていただきつつあるなあというのが私個人的な感想でもありますし、それから是非、冒頭申し上げましたようにこれは何か計画のための計画になっちゃうとせつかくの努力が残念ながら本になっておしまいになっちゃうので、まずその実行をしていただくための一つの基本的な考え方という位置付けである種その実行段階のものをイメージしながら、最後あと1、2か月ぐらいですかね。作っていただければというふうに考えております。これは、そういう意味でいうと感想であり、希望でございます。

それでは他に何かご意見なければ、本日の議題につきましては終了させていただきたいと思っております。どうもご協力ありがとうございました。次回はまだ日程はこれからでございますけど、2月の予定ということでございますので、また各委員の皆さんについてはよろしくお願いしたいと思います。

○吉田部主幹

ありがとうございました。

本日は長時間にわたって熱心にご協議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、安全で安心な県づくり推進会議を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。